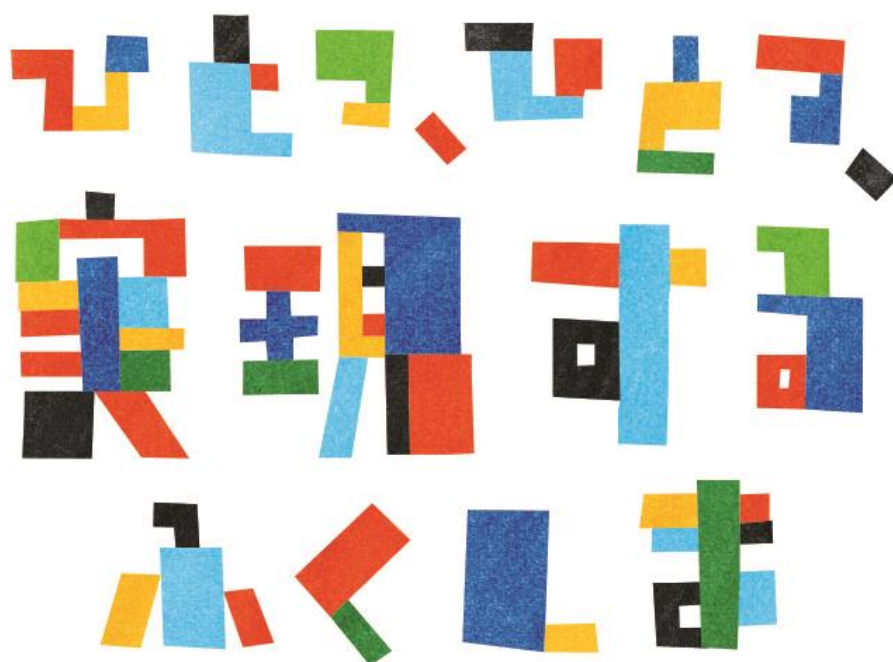


企業局事業見直し実行計画

(平成30年度～令和4年度：令和2年11月中間見直し)

～令和2年度取組実績～



令和3年8月

福島県企業局

企業局事業見直しに関する取組について（令和 2 年度実績）

○ 企業局事業見直し実行計画について

企業局では、県の行財政改革の取組の下、企業局が担うべき役割を見据え、局事業の在り方について検討し、具体的な改革に取り組んでいます。

現在は、平成 30 年 3 月に策定した「企業局事業見直し実行計画」に基づき、課題の解決に向けた取組を推進しており、地方公営企業の経営の基本原則である経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するよう、適正な運営に努めています。

計画期間	平成 30 年度～令和 4 年度（5 年間） ※令和 2 年 11 月中間見直し	
基本方針	工業用水道事業	地域経済・産業の発展に寄与するため、施設の適切な維持管理等により「安定供給の確保」を図るとともに、新たな需要開拓や効率的な事業運営を推進し、「経営基盤の安定」に努める。
	地域開発事業	東日本大震災、原子力災害などからの復興・再生及び地域経済の活性化を図るため、復興に向けた工業団地に係る企業誘致等の事業推進に努め、その他の未分譲地についても早期分譲に向けて企業誘致活動を進めるとともに、復興・創生期間終了の令和 2 年度末に事業を廃止し、残る未分譲地は商工労働部へ移管する。

○ 令和 2 年度の取組実績

1 工業用水道事業

【目標 1】経営基盤の安定

項目	具体的措置	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
1 健全経営の維持	<ul style="list-style-type: none"> 経費節減等の効率的な運営や情報発信による新たな需要開拓の推進に努める。 経営環境の変化を踏まえた新たな運営方式など、より効率的な事業運営の在り方について検討を進める。 各工業用水道の実態に即した適切な料金設定により経営基盤の安定を図る。 				(料金改定)	

令和 2 年度の取組実績 及び 評価等

計画どおり実施

- 給水収益の確保など営業損益の改善等により、令和 2 年度決算では純利益を確保した。
- 給水契約状況、放射性物質モニタリング結果などの最新情報や PR パンフレットの掲載などホームページを活用した情報発信を行い、また関係市町村と連携して PR 活動を行うなど新たな需要開拓の推進に努めた結果、新たに 3 企業の新規契約等を獲得した。(新規 1 件(600 m³)、増量 2 件(196 m³))
- 令和元年度に実施した工業用水道運営計画調査委託の結果を踏まえ、民間事業者の参入可能性などの調査委託を行うために情報収集を行った。
- 料金算定の基礎となる令和 3～32 年度の中長期計画(維持管理、整備計画)を策定し、ユーザーのニーズを考慮した令和 3 年度からの新料金を設定した。

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
2 原子力災害により被った損害の賠償金の確保	・放射性物質のモニタリング費用、浄水発生土に係る処分費用について適時適切に請求するとともに、早期の支払を求め。					

令和2年度の取組実績 及び 評価等

計画どおり実施

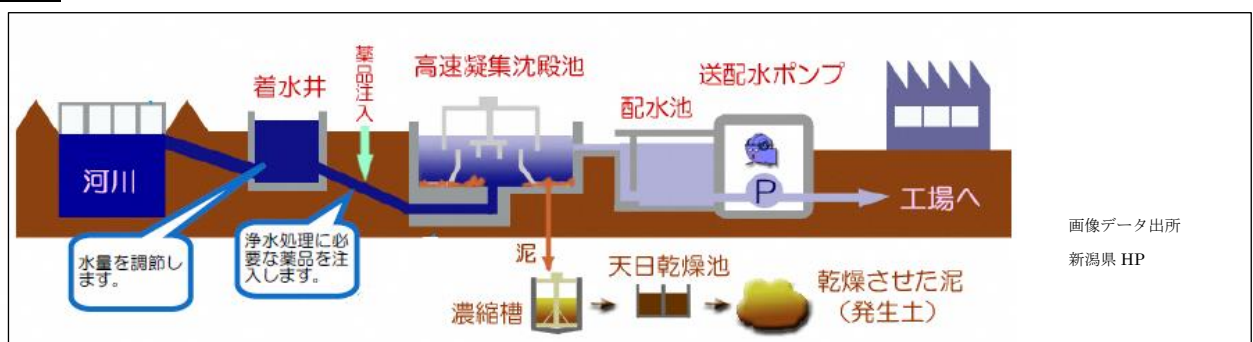
- 令和元年度に実施した放射性物質のモニタリング費用並びに浄水発生土に係る処分費用について、令和2年7月17日に請求し、令和2年9月25日に請求と同額を受領した。
- 【請求金額等の内訳】
- ①モニタリング費用関係 238千円（受領済）
 - ②浄水発生土処分費用関係 9,123千円（受領済）
- 原子力損害賠償紛争解決センターに調停申し立てを行った平成29年8月から平成30年3月分までの逸失利益（契約水量の減量に伴う減収22,142千円）については、和解仲介打ち切りの通知があり、仲介委員の考え方が不合理ないし不当とは言えないものであったことから受け入れて、これ以降の逸失利益を請求しないこととした。

参考 損害賠償の実績（H23年度からこれまで19回の賠償請求を行っている）
 支払率(支払額÷請求額) 100.0%（逸失利益（減収分を除く））
 86.2%（逸失利益（減収分を含む））

参考 県ホームページにおけるモニタリング情報の提供情報

工業用水道名	放射性ヨウ素 I131	放射性セシウムCs134	放射性セシウムCs137	その他
磐城工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
勿来工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
小名浜工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
好間工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出
相馬工業用水道	不検出	不検出	不検出	不検出

参考 浄水発生土処分



浄水発生土については園芸用土として有償で売却していたが、原発事故後は産業廃棄物として処理していることから、処分に係る経費を求償している。

令和3年度の取組方針（具体的に）

- 関係市町村等と連携した積極的な企業訪問などにより、新たな需要開拓の推進に努める。
- 企業局が担う役割や事業実績をユーザー企業はもとより、広く県民に発信するため、ホームページの見直しなど新たな広報戦略に取り組む。
- 原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質のモニタリング費用並びに浄水発生土に係る処分費用を引き続き請求していく。

【目標2】施設の適切な維持管理と改築・更新

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 工業用水 道施設の適 切な改築・更 新の実施	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき施設の計画的な改築・更新に努める。 改築・更新に当たっては東日本大震災を踏まえ、設備の耐震化、管路の複線化等に重点的に対応する。 	設備の耐震化（接合井6箇所）				
		0%	67%	100%		
		➔				
		管路の複線化（横山接合井～泉浄水場施工延長877m）				
		50%	69%	85%	95%	100%
➔						

令和2年度の取組実績 及び 評価等

計画どおり実施

- 工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき施設の計画的な改築・更新に努めた。

【進行管理に係る指標の進捗状況】

- ① 施設の耐震化（接合井6箇所）
進捗率 100.0%（6箇所/6箇所）



（江畑接合井耐震化工事 施工前）



（江畑接合井耐震化工事 施工後）

- ② 管路の複線化（横山接合井～泉浄水場 施行延長877m）
進捗率 92.6%（812m/877m）

【参考】管理する水道管の長さ

導水路から配水路を合わせると約111kmあり、東北自動車道の国見IC～白河IC(105.8km)に相当する長さです。



項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
2 施設の適切な維持管理と専門性を持った人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水の安定供給のため、施設の適切な維持管理を行う。 施設管理業務に係る技術やノウハウの継承のため、専門性を持った人材の確保に努める。 各種技術講習会等への参加による技術の研鑽を図るなど、専門性を持った人材の育成に努める。 					

令和2年度の実績及び評価等

概ね計画どおり実施

- 工業用水の安定供給のため、給水業務委託（いわき4工水）や包括業務委託（相馬工水）などにより施設の適切な維持管理を実施するとともに、漏水事故等に適時適切に対応した。
- 給水業務委託は、3年の長期契約を締結することにより、継続的な管理運営、専門性を持った人材確保を図っている。
- 包括業務委託については、導水施設の共同管理者である相馬地方広域水道企業団に委託することにより、上水道と一体的で効率的な管理運営、専門性を持った人材確保を図っている。
- 技術講習会の参加については、コロナ禍の状況により制限されたものもあるが、取水施設の操作研修の実施などにより技術の研鑽に努めた。

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
3 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 地震や漏水事故などの緊急時に備え、ユーザーや応急対策業務の支援者との緊急連絡体制を確保する。 東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を定期的実施する。 					

令和2年度の実績及び評価等

計画どおり実施

- 令和2年度版工業用水道管理手帳を作成し、緊急時に備えるため最新の緊急連絡体制を確保した。
- 令和3年2月発生の震度6強の地震により相馬工業用水道では導水管路からの漏水のため、給水停止となったが、関係機関と連絡調整し早期復旧した。
その後発生した配水管路からの漏水では、第2期整備事業により配水管の複線化に取り組んできたことから、ユーザーへの給水停止を回避することができた。

配水管路の複線化整備効果

～発生事象～
 令和3年2月13日 23:08
 震源地:福島県沖
 震度6強:相馬市
 新地町

～漏水の状況～
 歩道に埋設された配水管の制水弁接合部より漏水発生。



<整備効果>

配水管が単線のままだった場合、
 ユーザー企業 **10社** が給水停止！！

配水管の複線化により、

8社の給水停止を回避

※断水影響範囲10社の契約給水量のうち、97%を供給。

<配水管漏水復旧状況>



- 東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を令和3年2月25日(木)に実施した。
- 大雨が予想される場合、事前に利水容量の一部を放流することで、洪水の調節のための容量を増量し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る事前放流等の取組を進めるため、「治水協定」を締結した。
 - 鮫川水系治水協定 (R2.5.26 締結)・・・高柴ダム、四時ダム
 [磐城工業用水道、勿来工業用水道]
 - 真野川水系治水協定 (R2.8.31 締結)・・・真野ダム [相馬工業用水道]
 - 夏井川水系治水協定 (R2.8.31 締結)・・・小玉ダム [好間工業用水道]
- 新型コロナウイルス対策として事業継続計画を策定した。
- 受託業者に対してもBCP計画を策定させ、事業が継続できる体制を確認した。

令和3年度の取組方針

- 工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき、頻発する地震や台風等に伴う水害などの大規模な自然災害に備えた施設の計画的な改築・老朽化施設の更新と適切な維持管理を引き続き行っていく。
- 令和元年東日本台風等の影響により導水管が破断した相馬工業用水道の管路の複線化、停電が発生し薬品注入が不能となった初野浄水場への予備電源設置、取水場が冠水した好間工業用水道の赤井取水場の浸水防止対策など、施設の強化を進める。
- 地震、水害や漏水事故などの緊急時に備え、工業用水道管理手帳を随時更新するとともに最新の緊急連絡体制の確保に努める。加えて、東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を実施する。

【目標3】相馬工業用水道の需要開拓の推進

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 新たな需要開拓の推進	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水利用型企業の立地促進のため、関係機関と連携を強化し新たな需要開拓を推進する。 第1期分に係る給水契約率について、令和4年度までに100%（34,700 m³/日）を目指す。 第2期整備事業について、第1期に係る給水契約状況と将来の需要動向を踏まえ、適時適切に対応する。 					
		相馬工業用水道の給水契約率 (給水能力：34,700 m ³ /日)				
		80.4%	80.4%	90%	95%	100%

令和2年度の実績及び評価等

継続的な取組が必要

- 関係市町への訪問、情報収集等を実施した。
- 令和2年度の新規・増量契約実績
 新規契約 0件、増量契約 1件
 ※民事再生法適用に基づく契約解除 1件
- 令和2年度末の給水契約件数及び給水契約率
 給水契約件数10件
 給水契約率79.0%（1日当たり 27,400 m³/34,700 m³）
 （令和元年度末80.4%）

令和3年度の実行方針

- 相馬工業用水道について、引き続き地元市町と連携するなど新たな需要開拓を推進していく。
- 工業用水道の給水地域は、福島イノベーション・コースト構想の対象地域にあることから、商工労働部、相馬市などとの連携を密にし、工業用水道を必要とする企業誘致やユーザー開拓などの面で協力していく。
 県内の工業団地でも工業用水道を日量 6,800 m³給水できる場所は相馬中核工業団地西地区のみである。
 上水道による給水量も県内の他工業団地の6～50倍ほどあり、水需要のある企業を誘致するには最適地となる。



【目標4】好間工業用水道のいわき市への譲渡						
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 いわき市への譲渡	・定期的に協議会やワーキンググループを開催し、早期の譲渡に向けて譲渡条件やスケジュールについて具体的な協議を進める。					
→						
令和2年度の実績及び評価等						
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">継続的な取組が必要</div> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月末に大口のユーザーと給水契約（6,800m³/日）を締結し、累計の契約水量が1日当たり9,880m³となり、好間工業用水道の譲渡の前提となる経営改善の見通しが立ちつつあることから、早期譲渡に向けてワーキンググループ等を開催し具体的な検討を行い、譲渡条件やスケジュールについていわき市と協議を進めた。 <p>【協議会等の開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○好間工業用水道に係る県、市協議会 <ul style="list-style-type: none"> ①第1回 令和3年 1月29日 ②第2回 令和3年 3月24日 ○ワーキンググループ <ul style="list-style-type: none"> ①第1回ワーキンググループ 令和2年 7月 7日 ②第2回ワーキンググループ 令和2年 9月18日 						
令和3年度の実行方針						
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実施した協議を踏まえ、令和3年度は早期譲渡に向け、これまで出された課題等について調整を進めるとともに、譲渡条件やスケジュールについて更なる協議を進める。 本年度において、総務省提出予定の「経営戦略」を策定することとしており、当該策定作業を通して好間工業用水道の経営計画等の情報を提供し、協議を円滑に進めていく。 						

2 地域開発事業

【目標1】復興に向けた工業団地の早期分譲														
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度								
1 いわき 四倉中核工業 団地第2 期区域の分 譲推進	<p>・引き続き、令和2年度末までの完売を 目標に未分譲地の早期分譲に努める。</p> <p>(令和2年度末における未分譲地)</p>	<table border="1"> <tr> <td>分譲率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23.4%</td> <td>38.9%</td> </tr> </table>	分譲率		23.4%	38.9%		100%						
分譲率														
23.4%	38.9%													
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">商工労働部 へ移管</div>									
令和2年度の実績及び評価等														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続的な取組が必要</div>														
<p>地元いわき市と連携しながら、全国トップレベルの各種優遇制度や優れた立地条件を展示商談会、インターネット等を通じて幅広くPRを行い、企業誘致活動を進めたところであるが、未分譲地2区画について、それぞれ引き合いはあるものの分譲まで至った案件はなかった。</p> <p>なお、未分譲地は、計画に従い商工労働部へ移管を行った。</p> <p>《DX時代を踏まえた広報戦略の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バナー広告を県ホームページのトップ画面へ移行し、アクセスを向上。 ・ アクセス解析結果 福島、東京、神奈川、大阪の順でほぼ毎月固定されていることを把握。 ・ 関西地区へターゲットを絞り込み、日経新聞大阪版（近畿、北陸、中国、四国で発行約57万部）に工業団地のPR広告を出稿。 ・ 異業種交流展示会メッセナゴヤ2020にオンライン出展。 ・ インターネットの検索機能を利用したリスティング広告を実施。 ・ 前年度に実施した全国6,000社に送付したDMのアンケート調査へのメール等によるフォロー。 ・ 分譲促進業務提携先（銀行、不動産会社、ゼネコン）との連携を更に強化することで、対面で営業できない点をカバーした。 <p>〔工業団地の分譲状況〕 単位：ha</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>分譲全体 面積</th> <th>令和3年3月末 分譲済面積</th> <th>令和3年3月末 分譲率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき四倉中核工業 団地第2期区域</td> <td>17.1</td> <td>6.7</td> <td>38.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 分譲率は、㎡で算出しているため、表の数値(単位:ha)を用いて計算しても分譲率と合致しない。</p>								分譲全体 面積	令和3年3月末 分譲済面積	令和3年3月末 分譲率	いわき四倉中核工業 団地第2期区域	17.1	6.7	38.9%
	分譲全体 面積	令和3年3月末 分譲済面積	令和3年3月末 分譲率											
いわき四倉中核工業 団地第2期区域	17.1	6.7	38.9%											
令和3年度の実績及び評価等														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局は未分譲地を移管した商工労働部に対して、分譲に関するノウハウなど技術的なアドバイスを行う。 														
その他特記事項														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 														

【目標2】未分譲地（田村西部工業団地、白河複合型拠点（新白河ビジネスパーク、工業の森・新白河A工区））の早期分譲

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 造成済未分譲地の早期分譲及び未造成地の企業誘致の推進	・引き続き、令和2年度末までの完売を目標に未分譲地の早期分譲に努める。 ・工業の森・新白河A工区については、事業の採算性も考慮しながら、オーダーメイド方式の企業誘致活動を行う。 （令和2年度末における未分譲地）	分譲率 96.2%	96.4%	100%		
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">商工労働部へ移管</div>	

令和2年度 of 取組実績 及び 評価等

継続的な取組が必要

1 造成済未分譲地

地元自治体と連携しながら、全国トップレベルの各種優遇制度や優れた立地条件を展示商談会、インターネット等を通じて幅広くPRを行い、企業誘致活動を進めたところであるが、分譲まで至った案件はなかった。

なお、田村西部工業団地の分譲中の土地については、立地協定を締結している。
また、未分譲地は、計画に従い商工労働部へ移管を行った。

〔工業団地の分譲状況〕

単位：ha

	分譲全体面積	令和3年3月末分譲済面積	令和3年3月末分譲率
田村西部工業団地	64.1	63.0	98.3%
新白河ビジネスパーク	8.9	7.4	83.4%
造成済工業団地計	73.0	70.4	96.4%

注）分譲率は、㎡で算出しているため、表の数値（単位:ha）を用いて計算しても分譲率と合致しない。

2 工業の森・新白河A工区

企業誘致アドバイザーや分譲促進業務を委託する企業と情報交換を行うとともに、地元白河市と連携しながら展示商談会等でPR活動等を行い、企業立地情報の収集を行ったところであるが、引き合いはあるものの分譲まで至った案件はなかった。

なお、計画に従い商工労働部へ移管を行った。

再掲《DX時代を踏まえた広報戦略の例》

- ・ バナー広告を県ホームページのトップ画面へ移行し、アクセスを向上。
- ・ アクセス解析結果 福島、東京、神奈川、大阪の順でほぼ毎月固定されていることを把握。
- ・ 関西地区へターゲットを絞り込み、日経新聞大阪版（近畿、北陸、中国、四国で発行約57万部）に工業団地のPR広告を出稿。

- ・ 異業種交流展示会メッセナゴヤ2020にオンライン出展。
- ・ インターネットの検索機能を利用したリスティング広告を実施。
- ・ 前年度に実施した全国6,000社に送付したDMのアンケート調査へのメール等によるフォロー。
- ・ 分譲促進業務提携先（銀行、不動産会社、ゼネコン）との連携を更に強化することで、対面で営業できない点をカバーした。

令和3年度 of 取組方針

- ・ 企業局は未分譲地を移管した商工労働部に対して、分譲に関するノウハウなど技術的なアドバイスを行う。

その他特記事項

- ・ 特になし。

【目標3】 企業債償還財源の確保

項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 企業債償還財源の確保策の検討及び実施	・引き続き未分譲地の早期分譲に努める。	分譲				
	・繰上償還による利子負担軽減など繰入額の圧縮に努める。 ・これまでの地域開発事業の成果を踏まえ関係部局と調整を行い、一般会計からの繰入による毎年度の償還財源の確保に取り組む。					

令和2年度 of 取組実績 及び 評価等

概ね計画どおり実施

- ・ 地元自治体と連携し、企業立地に関する優遇制度等を活用した誘致活動を行ったが、未分譲となった。
(詳細は、【目標1】及び【目標2】の「令和2年度 of 取組実績」に同じ。)
- ・ 一般会計からの繰入により企業債の繰上償還（4月：2億1,447万円、7月：10億2,900万円、3月：9億4,100万円）を実施し、利子負担の軽減（約3,645万円）に努めた。
- ・ 令和3年度における一般会計からの繰入について、関係部局と協議し、継続して当初予算に計上した。

参考 これまでの利子負担軽減の実績
 H30年度 約7,932万円
 R1年度 約3,660万円
 R2年度 約3,645万円
 合計 約1億5,237万円

令和3年度の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、繰上償還による利子負担の軽減など繰入額の圧縮に努めながら、令和6年度まで企業債の償還を進める。 	
その他特記事項	
特になし。	

【目標4】地域開発事業の廃止に向けた検討						
項目	具体的措置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 地域開発事業の廃止に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末に地域開発事業を廃止する。 令和2年度末における未分譲地については商工労働部に移管（会計換え）する。 	分譲				
		→			→	
				商工労働部へ移管		
令和2年度の実績及び評価等						
計画どおり実施						
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末に地域開発事業を廃止した。 令和2年度末における未分譲地については商工労働部に移管（会計換え）を行った。 						
令和3年度の取組方針						
<ul style="list-style-type: none"> 地域開発事業の廃止に伴い、未分譲地の販売業務は商工労働部に移管されたが、地域開発事業の清算、決算処理、企業債残債償還等については、令和6年度まで企業局において取り組む。 						
その他特記事項						
特になし。						